

愛南町社会福祉協議会介護福祉用具貸与事業要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、在宅で長期にわたり、寝たきりの状態にある高齢者・身体障害者の要介護世帯に対し介護福祉用具を貸与し、介護世帯の福祉の向上と介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 この要綱において、介護福祉用具を借り受けることができる者は、愛南町に在住し、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 65歳以上の高齢者で寝たきりの状態または身体に障害があつて介護を要する世帯で、介護福祉用具を必要とする世帯。
- (2) 車イスの貸与については、高齢者または身体障害者であつて、歩行が困難な者を対象とする。
- (3) 上記(1)(2)については、低所得世帯(町県民税非課税)を対象とし、要介護認定を受け、介護保険による福祉用具の貸与が可能な者はこの対象としない。
- (4) 前号に掲げる者以外で社会福祉協議会長(以下「社協会長」という。)が適当と認める者。

(貸与の停止又は中止)

第3条 前条の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与を停止又は中止する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 施設・病院に入所又は入院したとき。
- (3) 要介護状態に該当しなくなったとき。
※身体機能が回復し、介護の必要性がなくなった場合
- (4) 愛南町に住所を有しなくなったとき。
- (5) 利用者の介護度が要介護2以上になった場合
(介護保険でレンタルをお願いする。)
- (6) その他、社協会長が貸与を適当でないとしたとき。

(利用料)

第4条 貸与に関する利用料は無料とする。

(貸与期間)

第5条 貸与期間は特に定めず、対象世帯が必要とする期間貸し出すものとする。

(介護福祉用具の種類)

第6条 介護福祉用具は、**介護用ベッド、床ずれ防止マット**、車椅子とし、その他の介護福祉用具については、社協会長が別に定める。

(用具の弁償)

第7条 用具を故意に亡失若しくは破損した場合は、社協会長の指示に従い、現品及び相当の金額をもって弁償させることができる。

(申請及び決定)

第8条 貸与の申請は、介護福祉用具貸与申出書（様式第1号）及び確約書（様式第2号）を社協会長に提出するものとする。

2 社協会長は、前項により提出された申出書の内容を審査し、貸与の決定を行う。

※申請書・確約書は、本人又は家族（等）が、記入する。

3 前項の決定を受けた者が、貸与要件に該当しなくなったとき若しくは変更が生じたときは、直ちに社協会長に届けなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、介護福祉用具の貸与に関し必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

この要綱の施行日前に介護福祉用具を貸与している場合は、この要綱によって貸与したものとみなす。